

答申第21号
(諮問第26号)

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)は、「1.別紙施設整備計画H12.12の欄の施設整備計画図面一切 2.栗原地先の用地取得(18ha)に係る請求書および支払日がわかる書類一切」(以下「本件対象公文書」という。)について行った公文書一部公開決定で非公開とした部分の全部を取り消すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開の請求

平成14年6月5日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

同年6月20日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定し、県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に、条例第6条第6号に該当する情報が含まれているとして、一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年7月29日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、その取消しを求める異議申立てを行った。

第3 審査会の判断

1 審査会の判断理由

当審査会は、本件異議申立てについて審議した結果、次のとおり判断する。

(1) 理由の付記について

条例第10条第3項によれば、公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない決定をしたときは、その旨を通知する書面において公開しない理由を記載すること、すなわち理由の付記が要求されているところ、当審査会は、本件処分に付記されている理由が条例の要件を満たしていないものではないかとの疑念をもった。

条例により理由の付記が要求されているその趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせることによって、その争訟提起に便宜を与えるものであると解される。

そこで、要求される理由の付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する、平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決(平成4年(行ツ)第48号)によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例(東京都公文書の開示等に関する条例)9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」とされている。

また、同判決によると、理由の付記に不備があるとされる場合には、後日処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではないとされている。

当審査会としても、この判旨は是認すべきであると考えており、条例の解釈運用においても適用されるべきものとする。

したがって、本件処分に理由の付記の不備という瑕疵がある場合には、その瑕疵の治癒が認められない以上、この点を看過して、非公開としたことが実体的に適法、妥当であるか否かを検討することは無意味であり、また、異議申立人にも十分に不服理由を主張する機会を与えないものであることから、当審査会は、職権により本件処分に理由の付記の不備がないか、まず審査を行った。

(2) 本件処分の理由の付記について

本件処分を見ると、同処分は一部公開の決定を行ったものであるが、同決定通知書中、「公文書の公開をしない部分」欄は、「請求書および支払日がわかる書類一切」と記載しているにとどまり、これ以上に非公開とされ

た部分の内容を窺わせる記載はない。また、公文書を公開しない理由としては、条例第6条第6号（事務の円滑な実施を困難にする情報）に該当するとして「県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」と記載するに過ぎないものである。

上記の「公文書の公開をしない部分」欄の表記については、一群の公文書を包括してこのような表現が用いられているものと解されるが、これだけでは異議申立人において、どのような公文書がここに含まれているかを知ることが容易でなく、当該公文書の種類、性質等を理解するのは困難であると言わざるを得ない。

また、非公開理由の表記については、非公開理由を規定する条例第6条第6号の文言を借用しているものと思われるが、「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」というのは条例第6条第6号イの不正確な引用であり、日本語としての表現も不適切な表記である。日本語の表現としての妥当性はともかく、「公文書の公開をしない部分」欄の記載と「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは困難であると言わなければならない。

さらに、非公開理由のうち「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という記載は、条例第6条第6号本文の規定（これは同条同号アないしオの規定内容を包括する一般的な規定である。）の一部を引用するものである。包括的に規定されたこの規定と、その規定の例示列挙である第6号イの規定を借用したと思われる「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」とを「または」で結ぶことは論理的に疑問であるが、その点はさておくとしても、「公文書の公開をしない部分」欄の記載と「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、この理由が一般的な規定であることを考えると、より一層困難であると言わなければならない。

以上の理由により、本件処分に付記された理由は、条例第6条各号所定の非公開理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものとは言えず、条例第10条第3項の要求する理由付記としては十分ではないと言わざるを得ない。したがって、本件処分には理由の付記の不備の違法があり、その取消しを免れ得ない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、実施機関は、異議申立人の平成14年6月5日付けの公文書公開請求に対して、本件処分で非公開とした部分の全部について、速やかに、改めて、公開の可否を決定すべきである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成14 . 8 . 29	・実施機関から諮問を受けた。
9 . 18 (第100回審査会)	・諮問案件について、事務局から説明を受け、審議を行った。
11 . 1 (第101回審査会)	・実施機関から理由の付記等について聴取を行い、諮問案件の審議を行った。
11 . 27 (第102回審査会)	・諮問案件の審議を行った。